

お取引時の確認方法の変更について

当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき、口座開設等の際に、本人確認書類のご提示のほか、ご職業、取引を行う目的等の確認をさせていただいておりますが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を強化するため同法が改正されました。

改正にともない平成28年10月1日から、お取引時の確認方法が一部変更になります。

お客さまにはお手数をおかけしますが、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

<主な変更点>

1. 健康保険証等の顔写真がない本人確認書類のお取扱いの変更
2. 法人のお取引のために来店される方の確認方法の変更
3. 法人のお客さまの実質的支配者の確認方法の変更
4. 外国政府等において重要な公的地位にある方等のお取引に係る確認の追加
5. 公共料金、入学金等を現金納付する際の「お取引時確認」の簡素化

1. 健康保険証等の顔写真がない本人確認書類のお取扱いの変更

お取引時の確認を行う際に、健康保険証や年金手帳等の顔写真のない本人確認書類をご提示いただいた場合、他の本人確認書類や公共料金の領収書等のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

顔写真がない本人確認書類 + 別の本人確認書類（住民票の写し等）
または現住居の記載がある公共料金の領収書等

2. 法人のお取引のために来店される方の確認方法の変更

法人のお取引のために来店される方の確認について、社員証による在籍の確認ではなく、委任状等の書面や事業所へのお電話等の方法により、確認させていただきます。

3. 法人のお客さまの実質的支配者の確認方法の変更

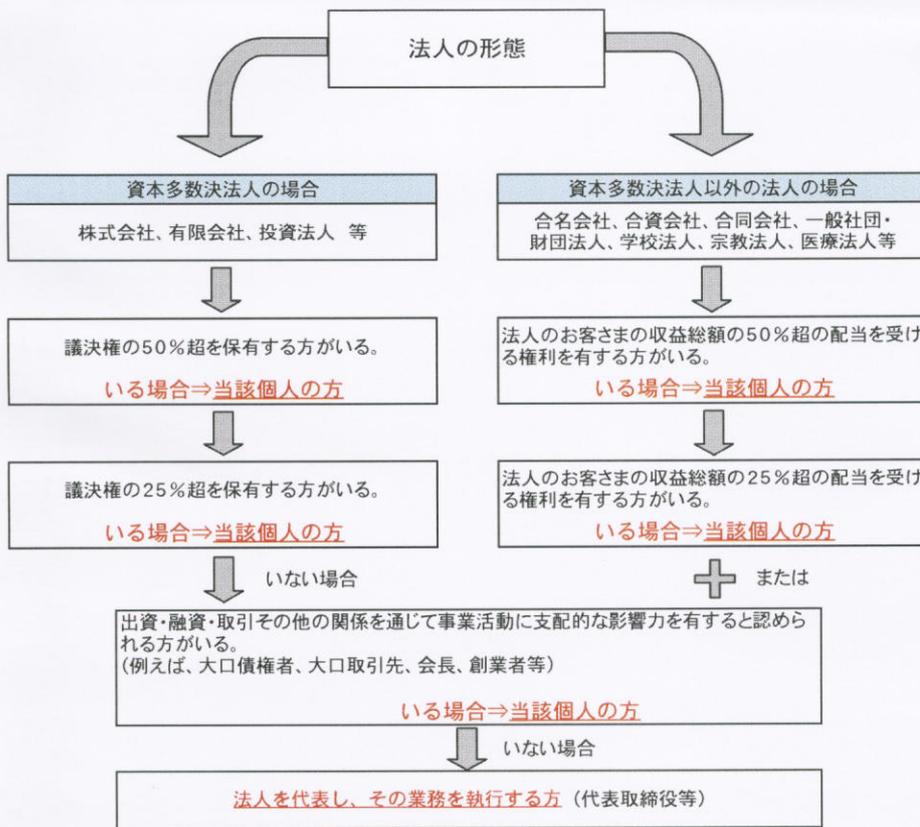
お取引の際に、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方の氏名、住所、生年月日等を確認させていただきます。

【改正法に定められた実質的支配者には】

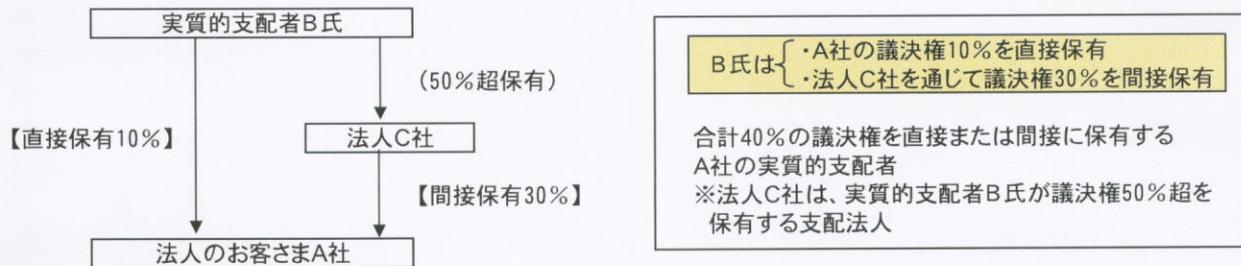
議決権の25%を直接または間接に保有（※1）する等、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方（※2）をいいます。具体的には以下の方をいいます。

（※1） 間接保有とは、「議決権の50%超を保有する支配法人」を通じて保有していることをいいます（下記の例をご参照）。

（※2） 実質的支配者は個人の方となりますが、国、地方公共団体、上場企業およびその子会社は個人に準じます。この場合は名称・所在地をご申告いただきます。



《実質的支配者が直接または間接に25%超の議決権を保有する例》



※A社とのお取引の際には、実質的支配者B氏の「氏名、住所、生年月日等」を確認させていただきます。

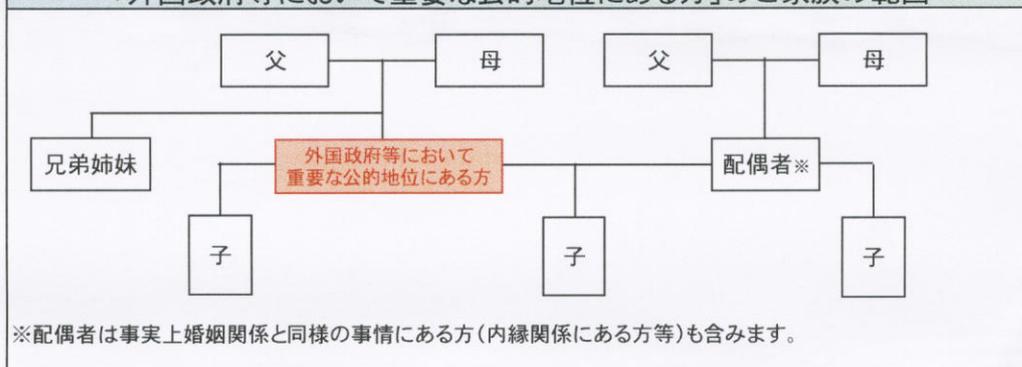
4. 外国政府等において重要な公的地位にある方等のお取引に係る確認の追加

外国の政府等において重要な公的地位にある方等とお取引の際は、複数の本人確認書類のご提示や、資産・収入の状況確認が必要となります。

【外国政府等において重要な公的地位にある方等に該当するお客さま】

- (1) 外国において、元首や日本の「内閣総理大臣、国务大臣、衆参両議院の議長、最高裁判所裁判官」等に相当する職位のある方（過去にその地位にあった方も含みます）
- (2) (1) に該当する方のご家族（配偶者、父母、子、兄弟姉妹等）の方
- (3) (1) または (2) に該当する方が実質的支配者である法人

「外国政府等において重要な公的地位にある方」のご家族の範囲



5. 公共料金、入学金等を現金納付する際の「お取引時確認」の簡素化

以下の公共料金、入学金等を現金納付する際の「お取引時確認」が不要になります。

公共料金	電気、ガスまたは水道の料金（※1）
入学金・授業料等	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校 特別支援学校、大学（大学院を含む）、高等専門学校に対するもの（※2）

※1 NHK、電話料金はお取引時確認が必要になります。

※2 幼稚園、専修学校はお取引時確認が必要になります。

以上